

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 人事院)

【事務・事業名】 国家公務員試験の運営管理	
1. 根拠法令	国家公務員法、人事院規則 8 - 1 8 (採用試験)
2. 実施主体	人事院 (外務省専門職員採用試験は外務省が、郵政総合職採用試験及び郵政一般職採用試験については日本郵政公社が試験機関として実施。以下、いずれも人事院が試験機関として実施する試験についてのみ記載。)
3. 従事者数	97人
4. 予算額	約3.2億円
5. 事務・事業の内容	<p>人事院は、年間で14種類15回の採用試験を実施しており(H16年度の申込者数は計約19万人)、試験の種類、試験区分、試験種目及び受験資格の設定、試験制度・試験方法の調査研究のほか、試験機関として、試験の告知・周知、受験申込みの受理、試験の実施(問題作成、試験日程・試験場所の設定等を含む。)、合格者の決定、採用候補者名簿の作成、試験の施行に必要な調査等を行っている。</p> <p>(別紙1参照)</p>
6. 民間開放の状況	<p>採用試験業務のうち、機械的に対応することができる以下の業務については、既に民間事業者へ委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験案内、申込書、受験票の印刷</li> <li>・ 受験申込書の記載内容の電算入力</li> <li>・ 多枝選択式答案(マークシート)の採点及び結果処理</li> <li>・ 合格通知書、採用候補者名簿の作製</li> </ul>
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	<p>国家公務員採用試験は、公務に有為な人材を確保するため、成績主義の原則に基づき公平、公正に職務遂行能力を判定することを目的として行っており、これを廃止した場合には、国家公務員の採用を試験以外の方法(選考)で行う必要があるところ、選考のみでは年間何万人もの受験者の職務遂行能力を適正に判定することは困難であることから、能力実証に基づく公平、公正な採用が難しくなるとともに情実採用の疑念が生じることとなって、国家公務員の採用に対する国民の信頼を失うおそれがある。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	<p>民間には、既に6で述べたところで開放してきており、更に、試験実施の際の試験補佐官の確保及び会場確保等の業務について、開放を検討する余地はある。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

# 規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 人事院)

【事務・事業名】 国家公務員試験の運営管理

## 9. 個別の質問項目

貴庁は、当該試験の運営管理を行う理由として、「(前略)各府省の業務の実態及び各府省が求める人材を把握した上で官職の職務遂行能力の判定を行う必要があること、公平・公正な試験の実施についていささかの疑念も抱かれることのないようにすること、全国において平等の条件で試験を実施する必要があること、試験情報の機密保持を徹底する必要があること等が求められており、採用試験に対する公正性や妥当性の確保に資するため(後略)」をあげているが、例えば、機密保持については契約に際して守秘義務を課せばよい等、これらはいずれも民間で代替可能と考えられるが見解如何。

国家公務員採用試験は、官職の職務遂行に必要な能力を有するかどうかを判定するためのものであることから、各府省の業務の実態及び各府省が求める人材を把握しうる立場にある人事院において、公平、公正に職務遂行能力の判定を行っているものである。

また、国家公務員採用試験に対する国民の信頼は、公務に対する信頼の基本的な部分であり、人事行政の専門機関である人事院が直接に採用試験を実施することで試験に対する国民の信頼を確保し得ているものと理解しており、仮に民間事業者が国家公務員の採用試験を実施する場合には、人事院が行う場合と同程度に公平・公正性、専門性、安定性、継続性が求められるところである。

さらに、成績主義の原則に基づく任用を確立するに当たって採用試験に関する機密保持は極めて重要であることから、国家公務員法では一般的な守秘義務規定とは別に採用試験について特別の守秘義務規定を設けた上、一般の守秘義務よりも重い罰則で担保しているところである。したがって、仮に民間事業者が国家公務員の採用試験を実施する場合にも、現行と同程度の機密保持を図る観点から、実施担当者を「みなし公務員」とするなどして罰則が適用されるよう措置することが適当と考える。

(別紙2参照)

国家公務員試験の運営管理業務は、問題作成、会場確保あるいは試験実施等、多岐にわたると想定されるが、それぞれの分野に秀でた民間主体が存在することを考慮すれば、それら活用の観点から更なるアウトソーシングを検討する余地はないか。

国家公務員採用試験の運営管理業務全体を民間主体に委託することは馴染まないと思料するが、民間主体について実績や経験、体制が示され、一定の条件の下に採用試験としての信頼性等が担保されると判断されれば、8で述べているように、さらなるアウトソーシングを検討する余地はある。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。